＜ 利用者（派遣申込者）向け ＞

専門家派遣事業の流れについて

① 専門家の選定

・専門家の情報は専門家派遣事業サイトに掲載の「登録専門家一覧」から確認できます。

・どの専門家がよいか判断できない場合は、産業財団へご相談ください。

（派遣要請書の専門家欄を未記入のまま提出いただいた場合も、調整させていただきます。）

② 専門家派遣要請書の提出

・専門家派遣要請書を専門家派遣事業サイトよりダウンロードし、専門家と調整した「解決したい課題」「派遣回数」「派遣場所」をもとに作成ください。

・作成した派遣要請書は、指定する申込フォームから提出ください。

（提出すると受付完了通知がメールに届きます。メールからの提出は受け付けできません。）

③ 産業財団による専門家派遣要請書の受理

・産業財団が提出された派遣要請書を確認します。不備・不明な点があれば、申込者に対し、問い合わせさせしますのでご協力ください。

・専門家欄が未記入の場合は、専門家選定の相談・調整をさせていただきます。

④ 産業財団による専門家への派遣依頼

・産業財団が専門家に対し、派遣の同意確認を行います。

・専門家は、同意するにあたり、初回派遣日時を決定する必要があります。専門家から申込者へ派遣日時の調整連絡がありますので、ご対応ください。

⑤ 派遣の決定・実施

・産業財団から派遣の決定がメールにて通知されます。

・初回派遣日までに指定する負担金額を振り込みの上、助言等を受けてください。

・助言等の範疇を超える業務（申請書作成やデザイン・Web 制作、各種調査、取引先開拓などの利用者代行業務）は対象になりません。

・専門家と合意の上、派遣回ごとに派遣場所を変更できますが、負担金額は変更いたしません。

・産業財団職員が同席することがあります。拒否はできません。

⑥ 計画変更（変更申請）

・派遣回数の一部をキャンセルする場合や追加したい場合（規定する回数上限の範囲内に限る）、派遣計画変更申請書の提出が必要となります。

・産業財団は、変更を承認した後、変更に伴う負担金の追加請求や返金手続を行います。

⑦ 利用者アンケート

・全派遣回数終了後、アンケートを依頼しますので、ご協力ください。